



平成 30 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 俊 昭  
(コード番号 1898 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 財務部長 川野 隆 紀  
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 2 5 6

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 64 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)  
第 65 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)  
第 66 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)  
第 67 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)  
第 68 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、第 64 期から第 68 期の各期とも訂正内容は同一であります。

訂正箇所は \_\_\_\_\_ を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、道路の舗装材料を製造・供給する工場を保有しており、一部の工場は複数の会社で共同運営しています(以下「JV工場」といいます)。JV工場の売上高及び売上原価については、当社の決算上、出資比率相当額を当社の売上高及び売上原価に取り込んでいますが、JV工場の会計処理の中で、当社が、JV工場から購入した資材に係るJV工場の売上高及び当社の仕入れに関連した売上原価について、内部取引に係る相殺消去処理の漏れが判明いたしました。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成26年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、JV工場に関する業務プロセスにおいて、内部取引の消去に関する手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実判明が翌事業年度以降となったためであります。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書において適正に訂正しております。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、JV工場に関する業務プロセスにおいて、内部取引の消去に関する手続の整備・運用を行い、財務報告の信頼性を確保していく方針であります。

以 上